

薬剤師の仕事

弁護士 小林 郁夫

1

憲法上の根拠

1. 第13条（個人の尊厳と公共の福祉）
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする
2. 第22条（職業選択の自由）
何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する
3. 第23条（学問の自由）
学問の自由は、これを保障する
4. 第26条（教育を受ける権利）
すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する

2

学問の自由・職業選択の自由

- (1) 幸福追求権として薬学部に入学
- (2) 薬剤師を選択

個人の尊厳

- (1) 患者の幸福追求権
 - ①患者の生命・身体の処分に関する自由
 - ②患者の医療・薬物療法についての自己決定権
 - ③プライバシーの権利
- (2) エホバの証人輸血拒否事件

3

公共の福祉

- (1) 公共の福祉による制限
 - 第13条（個人の尊厳）
 - 第22条（職業選択の自由）
- (2) 公共の福祉は、他の国民の利益との調整
 - ①医師・薬剤師と患者

4

薬剤師業務に関する法令等の制限

薬剤師法

第1条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給
その他薬事衛生をつかさどることによって、
公衆衛生の向上及び増進に寄与し、
もって国民の健康な生活を確保するものとする

→ 患者の幸福追求権を侵さないため

5

国民の健康を確保するため、薬剤師法は 薬剤師の資格のほか次の規定を置いている

- ①調剤(19条)
- ②調剤の求めに応ずる義務(21条)
- ③調剤場所の制限(22条)
- ④処方せんによる調剤(23条)
- ⑤処方せん中の疑義(24条)
- ⑥調剤された薬剤の表示(25条)
- ⑦情報の提供及び指導
(調剤薬の適正使用)(25条の2)
- ⑧処方せんへの記入(26条)
- ⑨処方せんの保存(27条)
- ⑩調剤録(28条)
- ⑪薬剤師の氏名等の公表(28条の2)

6

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)
→ 医薬品の品質、有効性、安全性の確保、保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のための措置が規定されている

医療法

→ 医療の安全を確保するための必要事項、国民の健康に寄与

7

薬物治療に関して

- (1) 医師は医薬品の有効性により病気を治療
(医師の専権)
- (2) 薬剤師は、患者の特性を考慮して
医薬品の副作用による被害を回避
- (3) 医師、薬剤師共に医薬品により
能書に定められた副作用以上の被害を
回避する義務

8

患者の権利

- (1) 患者個人は個人として尊重され
幸福追求権を持つ
- (2) 自己決定権に資するため
 - ①医療に関する情報を受ける権利
 - ②患者が情報を理解する能力
- (3) プライバシーの保護権、個人情報保護権、
治療の選択権
- (4) 治療薬の内容・服用方法に関する質問権

9

患者の自己決定権に資する説明および情報

- (1) 薬学的知見に基づく説明
- (2) 薬剤の有効性により病気治療を行うので、
薬剤が持つ副作用は我慢する必要があること
- (3) 薬剤固有の副作用の具体的症状(症状の程度)と
その危険性
- (4) 副作用が重大な結果(健康被害)をもたらすか否か
- (5) 患者の薬剤選択の機会の保証
(痛みを伴う薬剤の回避)
- (6) 治療薬に関し経過観察とその対応
- (7) 薬剤の重複作用
- (8) 疑義照会の活用
- (9)
 - ①経過観察が必要な薬剤
 - ②副作用の発生が予測できる薬剤
 - ③副作用の発症は低いが重大な結果が生じる薬剤

10

患者の義務

- (1) 自己の状態を可能な限り正確に伝える義務
- (2) 治療に努める義務
- (3) 医療費の支払義務

11

判例

- (1) 高松高裁平成8年2月27日判決
→ 薬剤の投与に際しては、副作用の発症率が極めて低い場合であってもその副作用が重大な結果をもたらす危険性についても説明すべきである
- (2) 千葉地裁平成12年9月12日判決
→ 薬剤の副作用を引き起こす成分の含有量が常用量を大幅に上回る処方に対し、医師と薬剤師に過失がある
- (3) 東京地裁平成23年2月10日判決
→ 常用量を上回る処方指示について、調剤・監査を行った薬剤師が疑義照会を怠った不法行為がある

12